

株式会社 西村組 一般事業主行動計画

従業員が子育てや自身のリフレッシュ時間を確保することができるよう、
働き方の見直しを行なう

1. 計画期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 毎月第 4 金曜日を「ノー残業デー」および第 2、第 4 土曜日を休日として設定する

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和 6 年 9 月～ 制度の周知及び実施

目標 2 希望日時の始業・終業時間の繰上げ、繰下げがスムーズに取得できるよう社内 P R を行う

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和 6 年 9 月～ P R の実施